

大和都市計画地区計画の決定(橿原市決定)

1 都市計画 奈良県立医科大学地区 地区計画を次のように決定する。

名	称	奈良県立医科大学地区 地区計画
位	置	橿原市四条町の一部
面	積	約12.8ha
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、橿原市のほぼ中央部に位置し、県中和地域の東西の骨格道路である大和高田バイパスに近接するなど、高い交通利便性を持つ。また、区域の一部に風致地区を含み、畝傍山を中心として、神武天皇陵等の陵墓や、周辺の集落・農地が一体となり、豊かな歴史・自然環境を形成している。</p> <p>この地区において、これまで継承されてきた風致の保全方針を尊重しながら、良き医療人を育成するために充実した学習・教育環境を確保し、地域の人等とのコミュニケーションを行える空間を形成して、周辺地域と調和のとれた奈良県立医科大学のキャンパス整備を目指す。</p>
	土地利用の方針	<p>大学施設等の整備に際しては、風致の保全方針における視点場等からの眺望を意識し、周辺の史跡や森林等と調和した土地利用を図る。特にB地区においては、積極的な緑化に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地域の特性を踏まえ、それぞれ次のような制限を定めて健全な都市環境の形成を図る。</p> <p>(1) 用途の混在による環境の悪化と建築物の過密化を防止するため、建築物の用途の制限、建蔽率・容積率の最高限度及び壁面の位置の制限を定める。</p> <p>(2) 良好な景観と調和した地区の整備を進めるため、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度及びかき又はさくの構造の制限を定める。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
		地区の面積	約11.6ha	約1.2ha
	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 大学施設</p> <p>(2) 前号に掲げる建築物に附属する建築物。ただし別表1に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類を除く。)の貯蔵又は処理に供するものを除く。</p> <p>(3) バスの停留所の上屋</p>		
	建築物の容積率の最高限度	100%	100%	
	建築物の建蔽率の最高限度	60%	30%	
	建築物の高さの最高限度	15m	10m	
	壁面の位置の制限	<p>敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1mとする。</p> <p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は2mとする。</p> <p>ただし、バスの停留所の上屋は除く。</p>		
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の外観は、落ち着いた低彩度の色彩<sup>※1</sup>を用い、装飾<sup>※2</sup>を避け、周辺の集落の屋根並み、史跡や森林等の眺望・景観と調和するよう配慮したものとする。</p> <p>※1 檀原市景観計画自然風致保全エリア景観形成基準による。</p> <p>※2 光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。</p> <p>2 表示又は掲出することができる屋外広告物は、自己の用に供し、周辺の眺望・景観と調和するように位置、大きさ、設置方法、色彩等に配慮したものとする。</p> <p>3 屋上広告物を設置してはならない。</p>		

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の緑化率の最低限度	3%	30%
		かき又はさくの構造の制限	敷地内にかき又はさくを設ける場合は、原則として、宅地地盤面から2.0m以下のフェンス等で、美観を損ねるおそれのないものとし、フェンス等の下に積むコンクリートブロック類の高さは、宅地地盤面から60cm以下とする。ただし、生垣等の植栽によるもののほか、かき又はさくの機能上必要と認められる場合は、この限りでない。	
区域は、計画図表示のとおり。				

別表 1

危険物		数量	危険物		数量		
火薬類取締法 (昭和25年 法律第149 号)の火薬類 (玩具煙火を 除く。)	火薬	20キログラム	消防法(昭和 23年法律第 186号)第 2条第7項に 規定する危険 物	第2類	第1種可燃性固体	0.1トン	
	爆薬				第2種可燃性固体	0.5トン	
	工業雷管、電気雷管及び信号雷管				引火性固体	1トン	
	銃用雷管	30,000個		第3類	カリウム	0.01トン	
	実包及び空砲	2,000個			ナトリウム	0.01トン	
	信管及び火管				アルキルアルミニウム	0.01トン	
	導爆線				アルキルリチウム	0.01トン	
	導火線	1キロメートル			黄リン	0.02トン	
	電気導火線				第1種自然発火性物質及び 禁水性物質	0.01トン	
	信号炎管、信号火箭及び煙火	25キログラム			第2種自然発火性物質及び 禁水性物質	0.05トン	
	その他の火薬又は爆薬を使用 した火工品	当該火工品の原料をなす 火薬又は爆薬の数量に応 じて、火薬又は爆薬の数 量のそれぞれの限度によ る。		第3種自然発火性物質及び 禁水性物質	0.3トン		
マッチ	15マッチトン	第4類	特殊引火物	50リットル			
圧縮ガス	350立方メートル		第1石油類	非水溶性液体	1,000リットル		
液化ガス	3.5トン			水溶性液体	2,000リットル		
可燃性ガス	35立方メートル		アルコール類	400リットル			
消防法(昭和2 3年法律第1 86号)第2条 第7項に規定 する危険物	第1類		第1種酸化性個体	0.05トン	第2石油類	非水溶性液体	5,000リットル
			第2種酸化性個体	0.3トン		水溶性液体	10,000リットル
			第3種酸化性個体	1トン	第3石油類	非水溶性液体	10,000リットル
	第2類		硫化りん	0.1トン		水溶性液体	20,000リットル
			赤りん	0.1トン	第4石油類	30,000リットル	
			硫黄	0.1トン	動植物油類	10,000リットル	
		鉄粉	0.5トン	第5類	第1種自己反応性物質	0.01トン	
		第2種自己反応性物質	0.1トン				
		第6類	酸化性液体	0.3トン			
備考	<p>1. この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。</p> <p>2. 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。</p> <p>3. この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状による区分とする。</p> <p>4. この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に掲げる危険物の数量の限度は、それぞれの当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数量を除し、それらの商を加えた数値が1である場合における数量とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。</p>						